

平成27年度第20回庁議提案 審議・**報告**・その他
提出日：平成28年 1月25日
担当部・課：財務部市民税課〔内線3091〕

① 件 名
市民税及び特別土地保有税の減免申請書に個人番号の記載を不要とすることについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 当該申請書には、当初、個人番号を付すこととされ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例により改正することとしていたが、地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しが行われ、地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第108号）が平成27年12月25日公布され、市民税及び特別土地保有税の減免申請書に申請人の個人番号の記載は要しないこととされた。 【目的】 関係法令に基づき、市税の減免手続を規定するもの。
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 1 地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成26年総務省令第96号） 2 地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第85号） 3 石巻市市税条例 4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input checked="" type="radio"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成27年9月25日 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例議決（施行予定日：平成28年1月1日） 平成27年12月18日 地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しについて通知 平成27年12月28日 地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布・施行されることに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を改正し、平成27年12月28日で専決処分したもの。

<p>⑤ 主な内容</p> <p>石巻市市税条例関係</p> <p>(1) 市民税関係 市民税の減免申請書に個人番号を記載することになっていたが、地方税分野における個人番号利用手続が見直され、記載の必要がなくなった。</p> <p>(2) 特別土地保有税関係 特別土地保有税の減免申請書についても市民税と同様に記載の必要がなくなった。</p>
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>無し。</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>関係法令の改正に伴う条例改正のため、各市町村においても平成27年12月に専決処分している。</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>平成28年2月 議会定例会に専決処分の報告</p>
<p>⑨ その他</p>